

総理指示を踏まえた復興加速への当面の取り組み等について

1. 復興庁の司令塔機能の強化と現場主義の徹底 【資料2】

- 復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社制』の実現。  
具体的には、福島において、「福島復興再生総局」の設置や、復興庁幹部の常駐など、現地で迅速かつ総括的に判断できる体制を整備。
- あわせて、東京においても、復興大臣をトップとする「福島復興再生総括本部」を設置し、福島復興に係る政府中枢機能を強化。
- 復興大臣の裁量により、事業費の追加や新たなニーズに機動的に対応するとともに、諸制度の隙間を埋め復興に関する調査企画の委託等を実施するための予算制度を創設。（H25当初）
- 市町村担当制等を整備し、被災地方公共団体と一体となった復興への取り組みを強化。

2. 復興予算に関するフレームの見直し等

- 平成 25 年度予算編成と併せて復興フレーム（5 年間 19 兆円）を見直し、必要な財源を確保。【資料1】
- 平成 25 年度予算案において復興予算の用途を厳格化。

3. 復興の加速策の具体化・推進

(1) 住宅再建・まちづくり、なりわいの確保等

【当面の主な対応】

- 住宅再建・まちづくり関係事業に関し、出来る限り早期に工程表と住宅・宅地の戸数の年度別目標を明示。また、当該工程表をもとに、事業のスピードアップへの取り組みを実施。

- 津波被災地域において、自治体が住まいの形成に資する施策を通じて住民の定着促進を進めるための震災復興特別交付税の増額。(H24補正)【別紙1】
- 被災自治体のマンパワー不足への対応について、全国自治体からの職員支援に加え、公務員OB、民間実務経験者、海外青年協力隊帰国隊員等の活用、都市再生機構の現地事務所の体制拡充など対応を強化。併せて、発注方式の工夫、事務のアウトソーシング推進等により被災自治体の事務負担の軽減を推進。
- 津波・原子力災害被災地域における雇用創出のための企業立地に係る新たな支援制度の創設や、グループ補助金の事業対象に共同店舗の新設や街区の再配置等を追加し、被災地域の商業復興を促進。(H25当初)【別紙2・3】
- 被災地域を新たな食料生産地域として再生する先進的な取組箇所を拡大し強化。(H25当初)
- 東日本大震災事業者再生支援機構等が支援する事業再生に対する企業再生税制の適用など、復興関連税制措置の実施。(H25税制)

#### 【今後の主な取組】

- 円滑な用地取得や施工確保など復興事業を進める上での諸課題についての対応を推進。
- 復興交付金の柔軟な運用など被災地の要望を踏まえたより一層の対応を実施。
- 処理の加速化を要する不燃混合物や津波堆積物の処理施設の増強と再生資材利用促進のためのマッチングを更に推進。
- 「新しい東北」の創造に向けた復興の具体化・推進。
- 消費税率引き上げに伴う負担増により、被災者の住宅再取得等が滞ることがないように措置を実施。(H25税制等)

## (2) 福島復興・再生の加速化

### 【当面の主な対応】

- 今年度補正予算に、福島復興・再生に向けた対策を盛り込み、被災 12 市町村への住民帰還の加速や地域経済の再生に迅速に対応。(H24補正)

#### <主な新規事業>

- ・ 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業【別紙4】
- ・ 福島県における営農再開等に向けた支援
- 補正予算における帰還・再生加速事業等の創設に続き、これまで対応できなかった課題について新たな支援制度を創設。(H25当初)【別紙5・6】
  - ・ 長期避難者の生活拠点形成事業の創設
  - ・ 福島中通り等への定住支援事業の創設(子育て環境の整備(屋内運動施設の整備)等)
- 避難解除区域等における雇用機会の確保のための迅速な企業立地の促進に資する措置を実施。(H25税制)

本措置のほか、長期避難者の生活拠点の形成促進、避難指示解除区域における公共インフラの復興・再生のため、福島復興再生特別措置法改正案の提出を検討。
- 不適正除染問題に対処するため「除染適正化プログラム」を策定・公表。(1月18日)
- 除染に関して、復興大臣の総合的な企画・推進の下、政府一丸となって取組を行うため、復興大臣が関係省庁を集めた「除染・復興加速のためのタスクフォース」(第一回：1月11日)を開始。

### 【今後の主な取組】

- 上記支援策を踏まえた早期帰還・定住に向けたプランの早期とりまとめ。【別紙7】

## &lt;目的&gt;

- 津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、震災復興特別交付税を交付。

## &lt;内容&gt;

## ○ 対象住宅

津波により被災した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

## ○ 対象経費：住宅再建支援に要する経費

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

(積算の考え方)

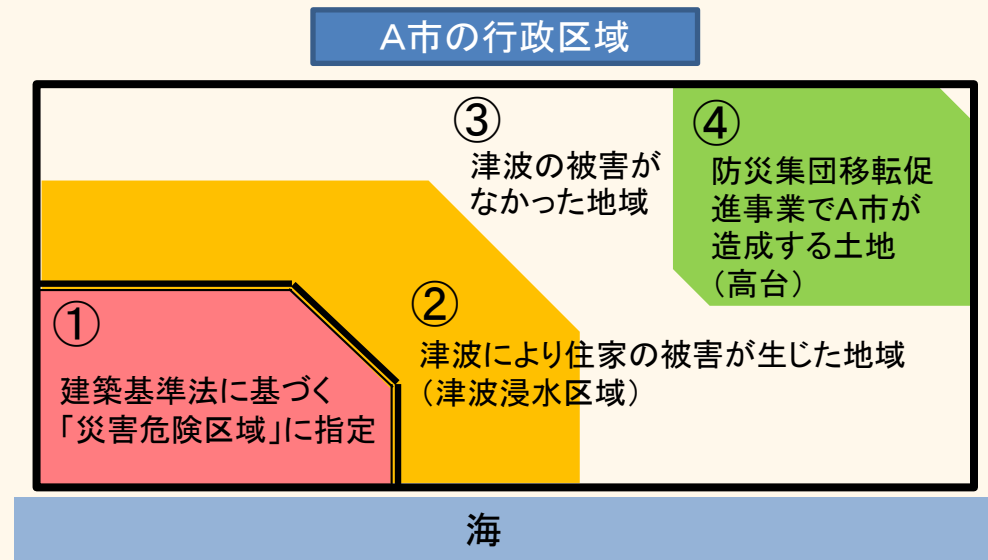
## ① 土地区画整理事業等の対象外の住宅分

：住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費(1/2)、移転経費

## ② 土地区画整理事業等の対象の住宅分

：住宅建築に係る利子相当額、移転経費

【参考：再建パターンと支援策】



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり (被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

## 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金【復興】

経済産業省 産業施設課

## 事業の内容

## 事業の概要・目的

○東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速するため、企業立地補助制度を創設し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ります。

【対象施設】製造業に加えてコールセンターなど対事業所サービス業など

【対象経費】用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費

【交付要件】投資額に応じた一定の雇用の創出

【補助率】被災状況等を考慮し設定

【実施期間】申請期間：3年、運用期間：5年

## 条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助率10/10

補助

国

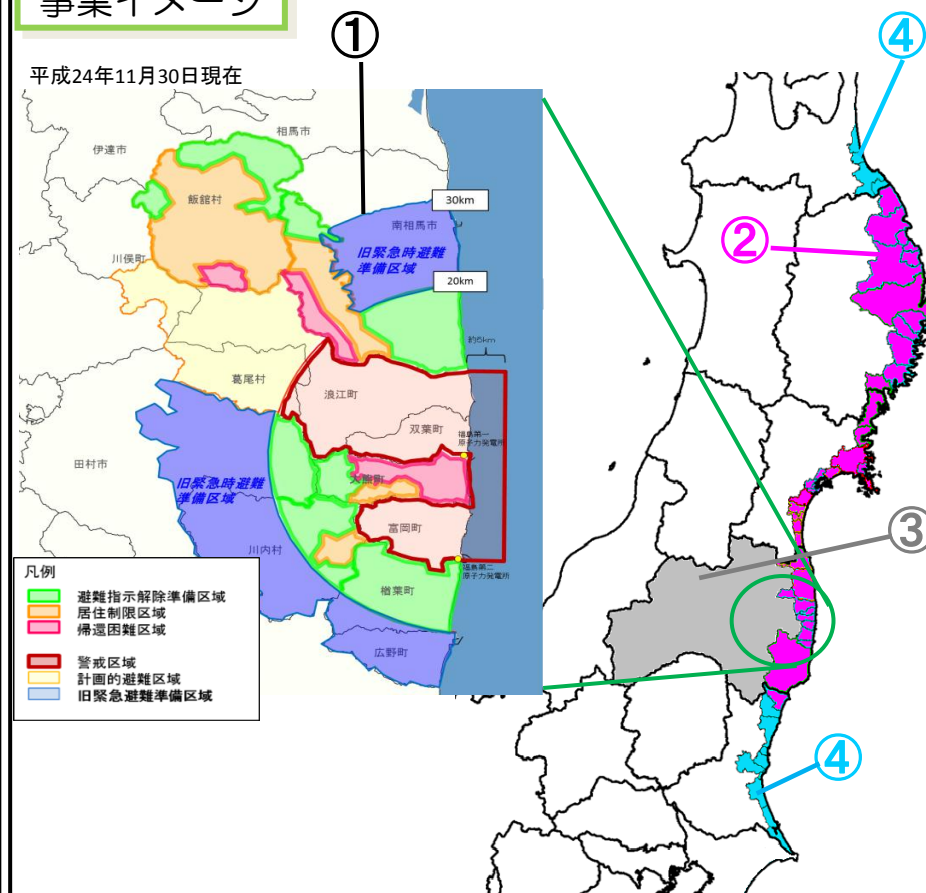
基金管理人

対象地域に立地する民間事業者

基金の内容を要件化

## 事業イメージ

平成24年11月30日現在



## 1. 原子力災害被災地域

- ①避難指示区域及び警戒区域等が解除された地域
- ③福島県全域（①及び②を除く）

## 2. 津波浸水地域

- ②津波で甚大な被害を受けた市町村（※）
- ④津波浸水被害のある特定被災区域の市町村

（※）津波被害により、内陸部への集団移転等が必要となった地区を含む市町村

## 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【復興】

## 事業の内容

## 事業の概要・目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域又は警戒区域等であって、特に復興が遅れている被災3県を対象に、中小企業等グループが復興事業計画(県の認定によるもの)に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、その費用に対して、国が1/2、県が1/4を補助します。

また、地域の商業機能回復のニーズに応えるため、共同店舗の新設や街区の再配置などを事業対象に加えます。

## 条件(対象者、対象行為、補助率等)

## 1. 対象者

中小企業グループ、商店街振興組合、まちづくり会社 等

## 2. 対象経費

施設費、設備費 等

商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等

## 3. 補助率

3/4 (国 1/2、県 1/4 )

国



補助

(事業費の1/2)

県



補助

(事業費の3/4)

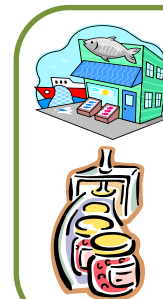
中小企業  
グループ等

事業者負担は1/4

※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資と連携

## 事業イメージ

## ①施設等の復旧・整備等



倒壊した  
工場・施設等



復興事業計画等  
による整備



## ②共同店舗の新設や街区の再配置等

共同店舗の設置、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備



共同店舗の設置支援



商店街施設及び店舗の復興支援



地域商業の賑わい復興支援



# 原災避難区域等帰還・再生加速事業 (H24補正：208億円)

## (福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費)

【別紙4】

復興庁原子力災害復興班

### 事業概要・目的

- 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行います。

(参考) 「福島復興再生基本方針」(抄)

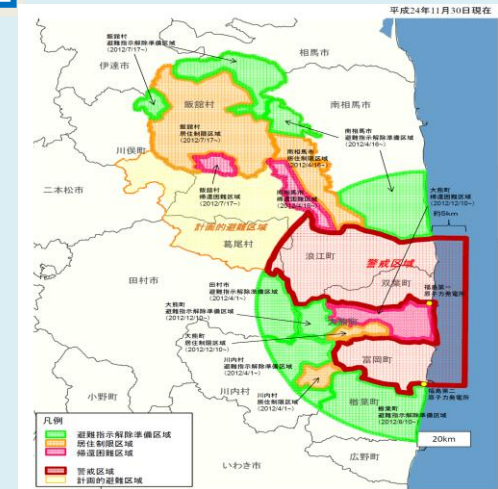
#### 第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

- (2) ① 国は、その推進してきた原子力政策の下、甚大な原子力災害の被害を受けることとなったこの区域全体が、再び人々が安全で安心して住むことができるようになり、帰還を望む者が皆帰還し、地域の将来を担う若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応する。

### 事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
  - ・ 原子力被災12市町村

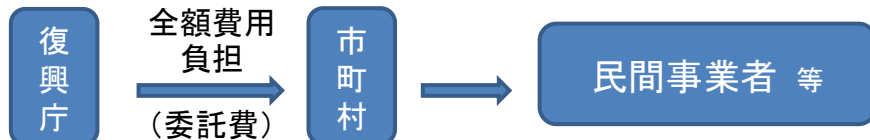
(田村市、南相馬市、川俣町、  
広野町、楡葉町、富岡町、  
川内村、大熊町、双葉町、  
浪江町、葛尾村、飯舘村)



- (2) 実施事業の例

- ① 避難解除区域への帰還加速のための取組
  - ★ 喪失した生活基盤施設の代替、補完
    - 区域内外の医療施設、高齢者福祉施設等の再開支援、交通支援、訪問サービス
  - ★ 住民の安全安心の対策
    - 放射線リスクなどに関する対話集会等への支援
  - ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
    - 住民への情報提供、自治会活動への支援 等
- ② 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全
  - ★ 荒廃抑制、保全対策
    - 火災防止のための除草、廃家屋の解体撤去、公共施設等の点検・メンテナンス
  - ★ 住民の一時帰宅支援
    - バスの運行、仮設トイレの設置 等

### 資金の流れ



### 期待される効果

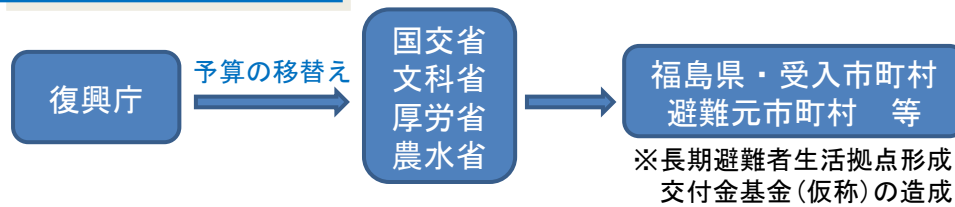
- 原子力災害に遭った市町村への帰還の支援や直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。

# 長期避難者生活拠点形成交付金（仮称）

## 事業概要・目的

- 長期避難者の生活環境を改善し、将来的な帰還を円滑に進めるためには、コミュニティを維持しつつ、長期にわたる避難生活を安定して過ごせるよう、町村外における生活拠点を早期に形成することが重要。
- そのため、災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施することにより、長期避難者のための生活拠点の形成を促進する。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 災害公営住宅を中心とした生活拠点を形成することにより、長期にわたる避難期間中のコミュニティ維持等避難者支援を行いつつ、将来的な帰還の円滑化、さらには地域の復興につながることを期待される。

## 事業イメージ・具体例

- (1) 対象地域  
長期避難者を受け入れている市町村のうち、福島県または避難元自治体が原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、長期避難者生活拠点形成事業計画を作成した受入市町村
- (2) 対象団体  
福島県、受入市町村、避難元市町村 等
- (3) 対象事業  
【基幹事業】  
災害公営住宅整備等の「生活拠点事業」を必須とし、災害公営住宅の整備等に伴って必要となるインフラ整備を「関連基盤整備事業」として選択的に実施。  
「生活拠点事業」  
・災害公営住宅整備 等  
「関連基盤整備事業」  
・道路改良、学校施設、公園、市民農園 等  
【避難者支援事業】  
「基幹事業」と一体となって効果を増大させるソフト施策等を基幹事業の事業費の35%を上限に実施。  
・地域住民と避難者の交流事業  
・スクールバスの運行 等
- (4) 補助率  
災害公営住宅は7/8 その他復興交付金と同等



# 福島定住緊急支援交付金（仮称）

## 事業概要・目的

- 福島県の中通りをはじめとした地域においては、原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした自主避難が続いており、人口の流出による地域活力の低下が懸念されている。
- また、子どもたちが十分に運動する機会が減少し、肥満傾向の拡大や体力の低下が見られるなど、地域において健全に子どもが育つ環境が損なわれている状況にある。
- そのため、公的な賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援することにより、若い世代が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 子どもを対象とした運動施設の整備や域外に避難している子育て世帯の帰還を支援する住宅供給を行うことにより、事業対象地域における定住環境の改善が進み、地域の活性化、さらにはその復興・再生が加速することが期待される。

## 事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域  
原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域
- (2) 事業メニュー
  - ①基幹事業
    - 【住環境の整備のための事業】
    - ・公的な賃貸住宅整備費助成 等
    - 【運動機会の確保に係る事業】
    - ・遊具の更新
    - ・地域スポーツ施設、水泳プール等の整備
    - ・都市公園における施設整備 等
  - ②効果促進事業  
基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策等の事業（基幹事業の25%を上限とする）
    - ・公的な賃貸住宅の駐車場整備
    - ・子どもの運動や遊びの支援（イベント開催等）等
- (3) 補助率  
1 / 2  
公的賃貸住宅整備費助成については2 / 3

平成 25 年 1 月 29 日  
復興庁

## 早期帰還・定住に向けたプランの策定に向けて

前回の復興推進会議における内閣総理大臣からの指示を踏まえ、早期に「早期帰還・定住に向けたプラン（仮称）（以下、「プラン」という。）」を策定する。

プランは、早期帰還に向けて取り組んでいる原子力被災地や住民が抱えている課題を、取り組みの段階ごとに整理し（下記参照）、段階に応じた施策を総動員して、それぞれに応じた解決策を提示するなど、被災者がより具体的な将来像が描けるものとする。

（帰還に向けた取り組みの段階ごとの課題）

1. 帰還の見通しに関すること
2. 被災地の復旧に関すること
3. 帰還、定住する住民の不安の払拭に関すること
4. 帰還、定住する住民への支援に関すること

プラン策定に当たっては、復興大臣の下に関係局長が結集し、原子力災害からの復旧・復興に関する政府中枢機能となった「福島復興再生総括本部」において検討を進めることとする。